

## 加盟資格

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等高等学校、特別支援学校、高等専門学校、教員養成大学等は、国公私立を問わずユネスコスクールに加盟する資格があります。
- ユネスコの理念に沿った取組を継続的に実施していることが必要です。

## 加盟校に求められること

- 「ユネスコスクールガイドライン」等を踏まえた各学校の積極的な活動。  
(法的拘束・義務などはありません。)
- ユネスコやその関係機関・団体が行う様々な活動への参加。
- 日本ユネスコ国内委員会(文部科学省)への年次報告書の提出。
- ユネスコ本部のユネスコスクールオンラインツールシステム(OTA)を活用し、活動内容の発信や国内外の学校との活発な交流を行うこと。

## 申請方法

- 加盟申請から、承認までの流れは次ページのとおりです。詳細は、「ユネスコスクール加盟申請の手引き」を参照ください。なお、加盟希望校が、OTAにおいてInterest Formを記入する際はすべて英語での記載が必要です。
- 加盟希望校は、原則1年間、ASPUnevNetの助言を得つつ、ユネスコスクールガイドライン等に沿った活動を実施し、その間の活動報告書(様式有)を日本ユネスコ国内委員会に提出することが必要です。提出後、国内委員会において、報告書により実績を確認し、ユネスコ本部に正式に加盟申請手続を実施することとなります(年1回)。

## お問合せ先

### ユネスコスクール事務局

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)※注1  
〒162-8484 東京都新宿区袋町6(日本出版会館内)  
TEL:03-3269-4559 FAX:03-3269-4510  
E-mail:webmaster@accu.or.jp

- ユネスコ本部ユネスコスクールオンラインツールシステム(Online Tool for ASPnet; OTA)  
<https://aspnet.unesco.org/en-us>  
( Expression of Interest 記入画面)  
<https://aspnet.unesco.org/en-us/Pages/Request-to-be-a-member.aspx>

- ユネスコスクール公式ウェブサイト  
<http://www.unesco-school.mext.go.jp/>

※注1:「平成29年度日本／ユネスコパートナーシップ事業」においてユネスコスクール事務局業務を委託。

# 申請から加盟まで

※平成29年7月時点

赤字:加盟希望校の主な作業



①市町村立学校※注1  
の場合

②都道府県立学校※注1  
の場合

③私立学校※注1、  
専修学校、各種学校  
の場合

④国立学校※注1、  
左記以外の学校  
教員養成大学等  
の場合

加盟希望校は、ユネスコスクール事務局(ACCU)のユネスコスクールウェブサイト上の  
加盟希望フォーム(日本語)に必要事項を記入。

ユネスコスクール事務局から確認の連絡を受けた学校は、**所管の教育委員会等※注2**に、ユネスコスクール加盟に向けて申請手続きを進める旨連絡の上、ユネスコ本部のユネスコスクールオンラインツールシステム(OTA)上のExpression of Interest(英語)を記入し提出。ユネスコ本部から受付完了のEメールを受信したら、ユネスコスクール事務局へ連絡。

- ① Expression of Interestの情報をもとに、ユネスコスクール事務局がASPUivNet加盟大学から担当大学を決定。担当大学を加盟希望校へ紹介し、「チャレンジ期間」(=原則1年間)開始。
- ② 加盟希望校は、**チャレンジ期間中、担当大学等の指導助言を得つつ、活動報告書及び確認シート(別紙)を意識して活動を行う。**
- ③ 加盟希望校は、**3月中旬を目途に、確認シートに記載の確認資料を担当大学へ提出**
- ④ 担当大学は、確認資料等に基づき、確認シートに沿って、チャレンジ期間終了の可否を判断。可の場合は、担当大学が活動報告書に推薦コメントを記入し、事務局から加盟希望校へ送付。
- ⑤ 加盟希望校は、**活動報告書を完成し、以下のとおり提出。**
  - 原本 → 所管の教育委員会等へ郵送提出※注3。
  - 電子データ → ユネスコスクール事務局へ提出。

**市町村教育委員会へ提出※注4**

**都道府県教育委員会※注4へ提出**

**都道府県知事部局※注4へ提出**

**日本ユネスコ国内委員会(文部科学省)へ活動報告書を提出(6月末締切)※注5**

日本ユネスコ国内委員会からユネスコ本部に加盟申請※注6

ユネスコ本部の審査を経て、ユネスコ本部から日本ユネスコ国内委員会宛てに  
加盟承認書を送付

日本ユネスコ国内委員会から所管の教育委員会等へ加盟承認書を送付。教育委員会等から各学校へ加盟承認書を送付。

日本ユネスコ国内委員会から各学校へ加盟承認書を送付

## 前ページの注記事項一覧

### 注1:

- 学校＝幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校を指します。

### 注2:

- 「教育委員会等」には知事部局も含まれます。所管の教育委員会等とは、原則として活動報告書の最初の提出先となります。(例:①市町村立学校の場合は市町村教育委員会。)

### 注3:

- 日本ユネスコ国内委員会(文部科学省)への提出締切(6月末)の都合上、活動報告書の時点は5月1日とします。加盟希望校は、締切に間に合うよう余裕を持って所管の教育委員会等へ提出してください。

### 注4:

- 政令指定都市の場合は、加盟希望校→政令指定都市教育委員会等→日本ユネスコ国内委員会(文部科学省)の順に提出。

### 注5:

- チャレンジ期間の活動内容を踏まえて正式申請の手続を取ることとなるため、教育委員会等を通じて日本ユネスコ国内委員会へ提出された後、必要に応じて、資料の追加提出・加筆・修正・再提出が求められる場合があります。

### 注6:

- 毎年8～9月めどにユネスコ本部へ正式加盟承認手続を実施しますが、ユネスコ本部での手続きに半年以上かかることがあります。
- ユネスコ本部の指示により、正式申請にかかる必要書類(英文)が今後追加される可能性がありますので御了承ください。